

第3節 工事設備等

1-3-1 現場事務所及び材料置場等

受注者は、現場事務所、材料置場、機械据付場所等の確保については、監督員と協議のうえ、関係機関への手続き及び地元調整等を行うこと。

1-3-2 工事中用機械器具等

- 1 工事中用の機械器具等は、当該工事に適応したものを使用すること。
- 2 監督員が不相当と認めたときは、速やかにこれを取り替えなければならない。

1-3-3 工事現場標識等

- 1 工事現場には見えやすい場所に、工事件名、工事箇所、期間、事業所名、受注者の住所、氏名等を記載した工事標示板、その他の標識を設置すること。
- 2 発注者が、工事内容を地元住民や通行者に周知させ協力を求める必要があると認めた場合は、受注者は発注者の指定する工事お知らせ文及び広報板を設置すること。

1-3-4 工事電力及び工事中用給排水

工事中用電力（動力及び照明）及び工事中用給・排水の施設は、関係法規に基づき設置し管理すること。

1-3-5 工事に必要な土地、水面等

直接工事に必要な土地、水面は、発注者が確保した場合を除き、受注者の責任において使用権を取得し、受注者の費用負担で使用すること。

第4節 工事施工

1-4-1 一般事項

- 1 受注者は、工事に先立ち施工計画書（工事概要、計画工程表、現場組織表、主要資材、施工方法、施工管理計画、緊急時体制、交通管理、安全管理等）を監督員に提出し、これに基づき、工事の施工を行う。なお、簡易な工事等で監督員の承諾を得た場合は、施工計画書の一部を省略することができる。施工計画書の作成は、（施工計画書記載要領例）に

よる。

- 2 受注者は、常に工事の進行状況を把握し、予定の工事工程と実績とを比較し、工事の円滑な進行をはかる。特に、施工の期限を定められた箇所については、監督員と十分協議し、工程の進行をはかること。
- 3 受注者は、工事の出来形、品質等がこの仕様書、設計図書等に適合するよう十分な施工管理を行うこと。
- 4 受注者は、工事の施工順序に従い、それぞれの工事段階の区切りごとに点検を行った後、次の工程に着手すること。
- 5 受注者は、監督員が常に施工状況の確認ができるように必要な資料の提出及び報告書の作成等適切な措置を講じること。
- 6 受注者は、工事に先立ち、必要に応じて関係官公庁、他企業の担当者との現地立会いその他に参加し、許可条件、指示事項等を確認すること。

1-4-2 事前調査

- 1 受注者は、工事に先立ち、施工区域全般にわたる地下埋設物の種類、規模、埋設位置等をあらかじめ試掘その他により確認しておくこと。
- 2 受注者は、工事箇所に近接する家屋等に被害が発生するおそれがあると思われる場合は、監督員と協議のうえ、当該家屋等の調査を行うこと。
- 3 その他工事に必要な環境（道路状況、交通量、騒音、水利等）についても十分調査しておくこと。

1-4-3 障害物件の取扱い

- 1 工事施工中、他の所管に属する地上施設物及び地下埋設物、その他工作物の移設又は防護を必要とするときは、速やかに監督員に申し出て、その管理者の立会いを求め、移設又は防護の終了後、工事を進行させること。
- 2 受注者は、工事施工中損傷を与えるおそれのある施設に対しては、仮防護など適切な措置を行い、工事完了後原形に復旧すること。
- 3 受注者は、地上施設物又は地下埋設物の管理者から直接指示があった場合はその指示に従い、その内容について速やかに監督員に報告し、必要があると認められる場合は監督

員と協議すること。

1-4-4 現場付近居住者への説明

受注者は工事着手に先立ち、監督員と協議の上、現場付近居住者に対して工事施工について説明を行い、十分な協力が得られるよう努めること。

1-4-5 工事施工についての折衝報告

工事施工に関して、関係官公庁、付近住民と交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、適切な措置を講じるとともに、速やかにその旨を監督員に報告すること。

1-4-6 他工事との協調

工事現場付近で他工事が施工されているときは、お互いに協調して円滑な施工をはかること。

1-4-7 工事記録写真

受注者は、工事記録写真を整理編集し、監督員が随時点検できるようにするとともに、工事完成時に提出すること。工事記録写真の撮影は、水道工事施工管理基準（第5章写真管理基準）による。

1-4-8 工事竣工図

受注者は、工事竣工図を作成し、工事完成届に添えて提出する。工事竣工図の作成は、水道工事図面作成要領による。

1-4-9 工事関係書類の整備

受注者は、随時監督員の点検を受けられるよう、工事に関する書類を整備しておくこと。